

令和3年9月10日

各位

多摩信用金庫

## 不祥事件の発生について

今般、誠に遺憾ではございますが、当金庫元職員による不祥事件が下記のとおり発生しました。信用を第一とする金融機関といたしまして、お客さまをはじめ、関係各位の方々に多大なご迷惑をおかけしましたことを深く反省し、心からお詫び申し上げます。

### 記

#### 1. 事件の概要

当金庫の元職員（男性・営業担当・26歳）が令和2年10月6日から令和3年8月3日までの間、勤務していためじろ台支店において、お客さま（28先）の定期積金の新規作成分や掛金としてお預かりした現金4,873,000円を口座に入金せず着服・流用していました。着服した資金は遊興費や自己の借入金返済に充てていました。

#### 2. 被害に遭われたお客さまへの対応

被害に遭われたお客さまに対して、事情を説明のうえ、ご迷惑をお掛けしたことについて謝罪するとともに、お客さまの被害金につきましては、当該職員により全額弁済いたしました。

#### 3. 監督官庁等への届出等

本事件については、法令に基づく監督官庁への届出を行うとともに、所轄の警察署へ相談しています。

#### 4. 人事処分

令和3年9月9日付で当該職員を懲戒解雇処分といたしました。また、監督責任者等の関係者についても厳正な処分を行いました。

#### 5. 今後の対応

今回の不祥事件を厳粛に受け止め、再発防止に向けた取り組みの徹底と、コンプライアンス意識の強化に向けて、役職員一同全力をあげて取り組んでまいります。

#### 6. 本件に対するお問い合わせ先

多摩信用金庫 コンプライアンス・リスク統括室  
フリーダイヤル 0120-456-763  
受付時間 平日午前9時から午後5時

以上